

令和8年度 インターネット・SNS 上でのいじめ対応マニュアル

1 目的

SNS 上のトラブルは短期間で深刻化しやすい特徴がある。そのため、SNS 等でのトラブルが発生した際の学校と家庭の役割を明確にしておくことで、迅速に対応できるようにする。また、警察や相談機関と躊躇なく連携をとり、専門的で効果的な対応をとることができるようにする。

2 未然防止に向けた取組

(1) 学校の役割

① 生徒・保護者への情報モラル教育の実施

時期	予定	内容	担当
4月	全校朝礼	・田柄中 SNS ルールについて説明	生主
	保護者会	・SNS やネットトラブルの現状を説明(家庭への協力依頼)	校長
5月	運動会	・保護者、生徒に SNS への写真アップロード禁止を伝える。	体行委
7月	セーフティ教室	・SNS やネットトラブルの恐ろしさ、発生状況、予防方法等	担任
	全校集会	・夏季休業中のスマホ、SNSトラブルの防止、対応について	生主
	学年集会	・夏季休業中のスマホ、SNSトラブルの防止、対応について	学年
	三者面談	・各家庭にスマートフォンや SNS の利用状況と家庭ルールを確認	担任
9月	全校集会	・夏季休業中のスマホ、SNSトラブルについて状況確認	生主 担任
	修学旅行	・修学旅行中のスマホ持ち込みについて ・デジカメで撮影した写真の取り扱い	3学年
10月	合唱コンクール	・保護者、生徒に SNS への写真アップロード禁止を伝える。	文行委
11月	総合な学習の時間	・「GIGA ワークブックとうきょう」を活用した授業	担任
12月	全校集会	・冬季休業中のスマホ、SNSトラブルの防止、対応について	生主
	学年集会	・冬季休業中のスマホ、SNSトラブルの防止、対応について	学年
	三者面談	・各家庭にスマートフォンや SNS の利用状況と家庭ルールを確認	担任
1月	全校集会	・冬季休業中のスマホ、SNSトラブルについて状況確認	生主 担任
2月	高校入試	・入試におけるスマートフォン持ち込みについて	3学年
	新入生保護者説明会	・入学に向けて、スマートフォンや SNS の利用に関する注意喚起	生主
3月	全校集会	・春季休業中のスマホ、SNSトラブルの防止、対応について	生主
	学年集会	・春季休業中のスマホ、SNSトラブルの防止、対応について	学年

② 日頃からの情報収集

・しゃべりにおいてよ、SC による1年生全員面談、ふれあい月間の生活アンケート等の実施

3 「SNS を含むネット上のいじめ」対応フロー

(1) いじめの疑いのある不適切な書き込み等を発見

生徒

保護者

教員

地域の方

(2) 初期対応

- ①いじめ対策委員会(企画メンバー)の開催。(情報共有・指導方針の決定)
- ②複数の教職員で加害(判明している場合)・被害生徒の聞き取りを行う。
- ③他人のアドレスを使う「なりすまし」もあるので、加害生徒の特定には十分注意する。
- ④特に加害生徒への聞き取りは、「いつ・どこで・誰が・どのように・何をしたか・どうしてしたのか」について、丁寧に聞き取る。
- ⑤練馬区教育委員会への報告を行う。【いじめ対応状況報告書】
- ⑥保護者には、学校の対応を説明し、相談しながらその後の対応を進める。

(3) 証拠保全

- ①情報が入った段階で、対象者に対しスクリーンショットで証拠を保全するよう指示する。動画であれば、「画面録画機能」の活用も勧める。
※「タイムライン」や「ストーリー」は一定期間経過すると見られなくなることがあるため、できるだけ早く保存させる。
※「誰が、いつ、どのプラットフォームで、誰に対して、どのような内容を送付したのか」が分かるよう、画像保存ではなくスクリーンショット保存の対応をさせる。
- ②ユーザーアイコンやユーザー名などから、誰なのかがはっきりと分かる場合はそちらのスクリーンショットも保存をしよう。
- ③必要に応じて生徒・保護者にスマートフォンを持参してもらい、データ確認を行う。
- ④持参したスマートフォンの画面を、校務PCのカメラやデジカメで撮影。
※後に法的な証拠となる可能性があるため、削除せずに保存しておく。

日ごろの情報モラル教育の中で、気になる投稿やメッセージをスクリーンショットで保存しておくことの重要性について説明し、証拠を逃さない力を高めておく。また、「悪質な投稿は保存されている」という危機感を持たせることで、他者を傷つける行動をさせないよう指導していく。

(4) 書き込みや投稿に対する指導

【書き込みや投稿による影響を考えさせる】

- ①友人や知人だけでなく、一般の利用者も見ることができる。
※公開範囲を限定していても、見ることができる人がスクショをとって拡散されることもある。
- ②一旦公開されると、情報を完全に削除することは不可能に近い。(デジタルタトゥー)
- ③個人情報公開することで、なりすましに利用されたり、各種犯罪に巻き込まれたりする危険性がある。
- ④書き込んだ内容が誹謗中傷のような内容の場合、法的に罰せられることもある。

【書き込んではいけない事柄について考えさせる】

- ①個人を特定できる情報(氏名、住所、電話番号、アドレス、ID、パスワード、学校名、顔写真など)
- ②他人の誹謗中傷(直接的に書き込むだけでなく、転載やリツイート等もNG)
- ③事実とは確認できない情報(噂やフェイクニュースなど)



(5) 書き込みや投稿に対する指導

【削除を指導】

●書き込んだ人が特定できる場合

内容に応じて①～④の方法で削除するよう指導する。

- ①書き込んだアカウントを削除
- ②書き込みを削除
- ③書き込んだアカウントを非公開
- ④プロフィールから学校名等を削除

【削除を指導】

●書き込んだ人が特定できない場合

サイト管理者等に削除を依頼する。

【生徒への指導】

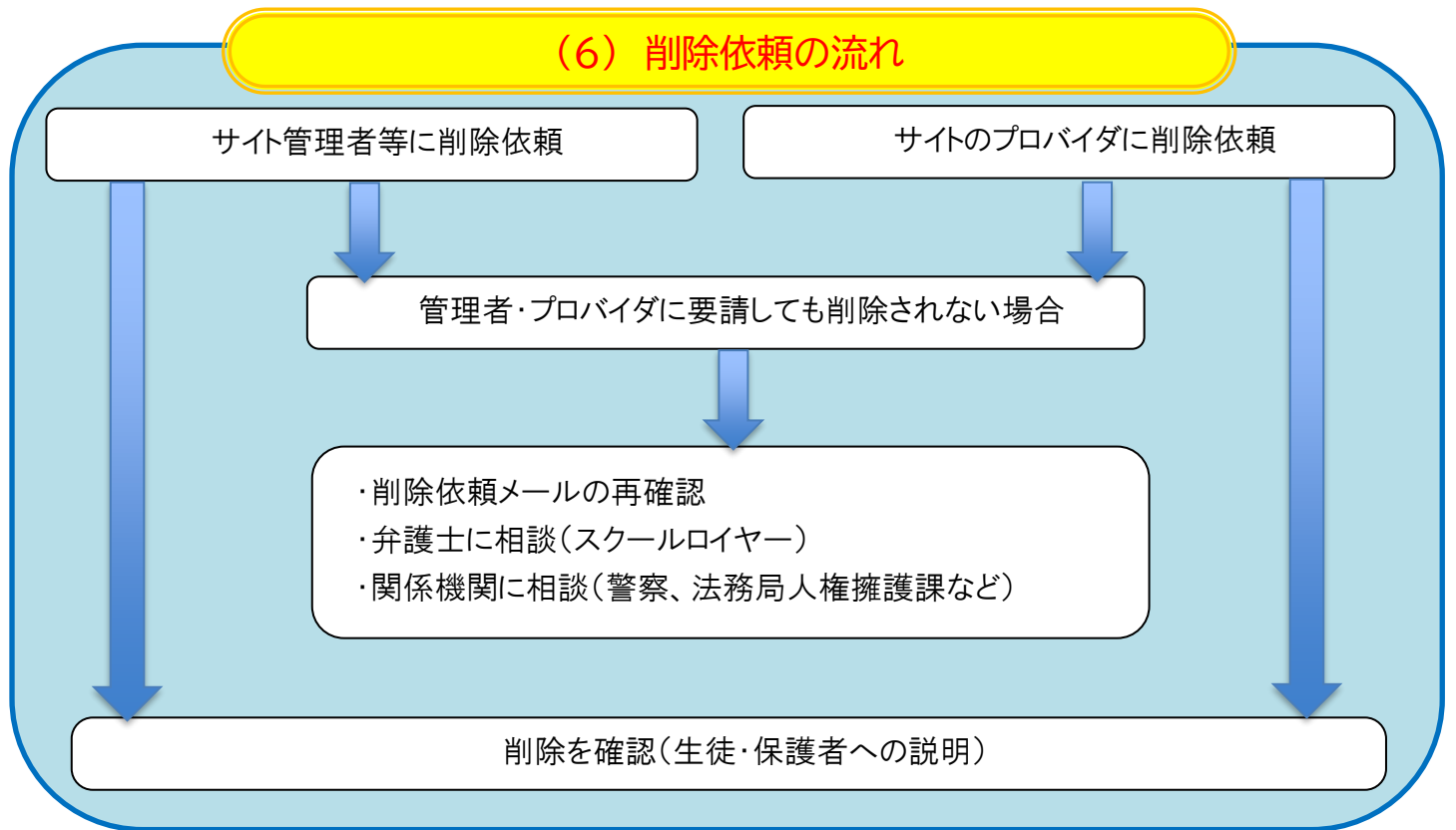
- ①必要に応じて、学年集会や全校集会などですべての生徒に指導を行う。
- ②必要に応じて、教育委員会に相談し、書き込みの内容が拡散していないか確認する。
- ③事案に応じて、「ネット上のいじめ」が、生徒の年齢によっては刑事上の犯罪や民事上の損害賠償責任の対象となる可能性があることを指導する。

- ①初期対応での生徒への聞き取り
- ②証拠保全依頼の連絡
- ③加害生徒・関係生徒への指導
- ④書き込みや拡散されたものの家庭への削除依頼、削除確認のための指導等

対象生徒が多い場合や、拡散の度合いが強い案件の場合は、いじめ対策委員会の決定により、**放課後の活動を全て止め、全教職員で対応にあたる。**



(6) 削除依頼の流れ



- 解決後も、学校や家庭での様子について保護者と連絡を取りながら、一定の期間丁寧に生徒の見守りを徹底する。
- 家庭においても、生徒のスマートフォンを一定期間モニタリングするなど、丁寧な対応を求める。

警察への通報・相談に関わる基本的な考え方

【平成25年5月16日 文部科学省発出「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」より】

- (1) 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な成果を上げることが困難な場合において、その児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとることが重要
- (2) いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが重要。

警察に通報・相談する事案の例

相手に危害を加えると脅すようなメッセージを送る
(脅迫)

特定人物について実名を出しての誹謗・中傷
(名誉棄損・侮辱)

裸の写真などを送らせる、要求する、ネット上にアップする
(児童ポルノ提供等)